

# カスタマーハラスメント等対策

## 女性活躍推進法改正についての説明会

完全予約制

参加無料

労働者が顧客や取引先、施設利用者等から**カスタマーハラスメント**を受けたり、求職者、学生が面接担当者やOB・OG訪問の際にセクシュアルハラスメントを受けたりすること**(就活セクハラ)**が社会的に問題となっています。万一起きれば影響は深刻で、企業のイメージダウンとなりかねません。



また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少やグローバル規模での競争が激化する中で**女性活躍の更なる推進**の観点から法改正が行われます。

これらを踏まえ、法改正の概要及び改正内容を踏まえた労務管理について説明します。リスクマネジメントや人材活用の観点から、ぜひご参加ください。

・対象 事業主・人事労務担当者

・時間 ①～⑤の日程すべて14:00～16:30(開場13:30)

・内容 (1)カスタマーハラスメント対策及び就活セクハラ対策の義務化について  
(2)女性活躍推進法改正について 等



開催日	会場	所在地	定員
①令和8年2月 10日(火)	さわやかちば県民プラザ 大研修室	柏市柏の葉 4 丁目 3-1	120名
②令和8年2月 13日(金)	木更津市立中央公民館 多目的ホール	木更津市富士見 1 丁目 2-1	110名
③令和8年2月 16日(月)	千葉市生涯学習センター 大研修室	千葉市中央区弁天 3 丁目 7-7	76名
④令和8年2月 17日(火)	成田国際文化会館 小ホール	成田市土屋 303	90名
⑤令和8年2月 26日(木)	千葉市生涯学習センター 大研修室	千葉市中央区弁天 3 丁目 7-7	76名

### お申込方法

参加を希望される方は下記申込み URL または二次元コードよりお申込みください。(先着順で各社2名まで参加可能です。)  
<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/12kokin-shidou>



【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室

電話：043-221-2307